平成 25 年 12 月 20 日

各　位

会 社 名　　日本瓦斯株式会社
代表者名　　代表取締役社長　和田　眞治
（コード：8174、東証第一部）

会 社 名　　東彩ガス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　川合　時雄

会 社 名　　東日本ガス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　飯島　徹
（コード：9544、東証第二部）

会 社 名　　新日本瓦斯株式会社
代表者名　　代表取締役社長　山本　勝
（コード：9542、東証第二部）

会 社 名　　北日本ガス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　和田　博夫

日本瓦斯株式会社による東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社及び北日本ガス株式会社の株式交換による完全子会社化のお知らせ

日本瓦斯株式会社（以下「ニチガス」といいます。）と東彩ガス株式会社（以下「東彩ガス」といいます。）、東日本ガス株式会社（以下「東日本ガス」といいます。）、新日本瓦斯株式会社（以下「新日本ガス」といいます。）及び北日本ガス株式会社（以下「北日本ガス」といい、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス及び北日本ガスを総称して「子会社４社」といいます。）は、平成 25 年 12 月 20 日開催の取締役会において、ニチガスを株式交換完全親会社とし、子会社４社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下個別に又は総称して「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、株式交換契約（以下個別に又は総称して「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、ニチガスについては、会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会決議による承認を受けずに、東彩ガスについては平成 26 年２月 12 日、東日本ガスについては平成 26 年２月 13 日、新日本ガス及び北日本ガスについては平成 26 年２月 14 日にそれぞれ開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成 26 年３月７日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行う予定です。

また、本効力発生日に先立ち、東日本ガス及び新日本ガスの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、平成 26 年３月４日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年３月３日）となる予定です。なお、本株式交換のうち、ニチガスを株式交換完全親会社、東彩ガスを株式交換完全子会社とする株式交換、並びにニチガスを株式交換完全親会社、北日本ガスを株式交換完全子会社とする株式交換は、いずれも連結子会社を完全子会社とする簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

１．本株式交換の目的

国内のエネルギー業界を取り巻く環境は、東日本大震災及びその後に続いた電力需給のひっ迫を契機として急激に大きく変化し始めております。

電力業界においては、約 60 年間地域独占を前提としてきた市場の仕組みに、大きな変化をもたらす改正電気事業法がスタートし、同法の下平成 27 年には全国 10 地域の電力市場が統合され、平成 28 年にはこれまで大口需要の領域のみであった自由化が家庭用小売まで含めての自由化が決定されています。一方都市ガス業界においても、経済産業省主導のもとにガスシステム改革の委員会が設けられ、ガス事業を対象とした制度改革の議論が本年 11 月 12 日より始まっており、電力自由化に合わせて制度改革が進むよう急激に議論や関係機関からのヒアリングが進められています。ガス市場は、電力市場と比べて競争基盤が脆弱であることが指摘され、一次基地の開放や、導管網の利用に関する中立性などが議論され、エネルギー全体の効率的運用と自由化による経済活性化の方向に制度改革が進んでいます。

そしてエネルギーの自由化議論は、総合エネルギー企業群の育成に向けて、急激な規制緩和の方向へ進んできました。このことで、電力もガス業界も垣根を越えた合従連衡が起こり、従前のしがらみを越えて業界の再編に向け大きく資本政策が動くことが予想されます。このことは、上流下流の、異業種間の、地域を越えての、資本連携が進んだ先に、総合エネルギー企業群のアライアンス構成が確立され、世界のエネルギー大手に伍して海外市場に於ける、パッケージ型インフラ事業輸出の挑戦につながるものであると考えています。世界に誇る上流の環境技術に下流領域での日本のホスピタリティーに情報技術を乗せた高質なサービスパッケージは、エネルギーの分散化と多様化を合わせて、先進国・新興国を合わせグローバルに海外で戦えるものと考えています。また、日本のコミュニティーガスシステムのような分散型エネルギーシステムや、産業用モバイル型エネルギーシステムも極めて有効なエネルギーシステムだと考えています。情報システムもパッケージした総合エネルギー事業は世界中どこでも、地域の都市開発の在り方に大きな影響を与えるものであり、エネルギー事業者がしがらみを越えて役割分担をし、在るべき社会貢献や地域貢献を進める大きな転機であると言えます。

このような状況を踏まえニチガスの取締役会は、規制によって細分化されたエネルギー業界が、自由化とともに集約化に向かう事業環境に於いて、様々な資本連携が適時必要なスピード感を持って打てるよう、都市ガス連結子会社４社の完全子会社化を決議いたしました。これによって、グループで遅れていた都市ガス領域での意識改革と構造改革を急ぎ、２年後の自由化に対応するとともに、企業価値創出のための積極的な資本政策を実施したいと考えています。

ニチガスはこれまで総合エネルギー事業への自由化が進むという前提で、下流領域に特化をして最優先である保安業務の合理化、高質化を中心に構造改革を進めて参りました。ボーダレスな業務環境で圧倒的なレスポンスと合理性を確立するため、業務システムにいち早くクラウドシステムの導入を図り、システムを所有する時代から共有する時代に向けてニチガスの現場での実証試験を繰り返して来ました。ＫＤＤＩ株式会社、日立キャピタル株式会社と共同出資で事業化をした「株式会社雲の宇宙船」は、ボーダレスな時代性と情報技術の急激な進化に対応するクラウド業務システムの確立を目途にスタートしたものであり、異なる業務をリアルタイムに現場で、しかも一つのモバイルデバイス（スマートフォン等）で完結させるという画期的な挑戦であります。既に、基本業務のクラウド化を終え、圧倒的な効率化とサービスの高質化が立証され、現在次段階の全体クラウド化の厚い壁に挑戦を続けており、来年４月には全体クラウド化における基本ステージの完成を予定しております。新業務システム「雲の宇宙船」の実用化は、配送、保安、検針といったニチガスの基幹業務を、クラウドを活用することによって大量のデータ処理を可能とし、スマートフォン一つで、オンサイトでほぼ全ての処理業務を完結させる画期的なシステムです。この雲の宇宙船は、容器配送にかかる物流システムの改革と相俟って、ニチガスに大幅な管理コストの削減と業務の高質化をもたらし圧倒的な価格競争力を実現させ、エネルギー原料価格の暴騰や円安傾向等の極めて厳しい業界の環境下で、ニチガスグループが３期連続過去最高益の更新が予想される大きな原動力となっております。またこの雲の宇宙船は、自由化後の市場をにらみ、エネルギー業界以外の事業でも使用可能なツールとして設計されており、ガスや電気のパッケージ販売等が予想される自由化後の市場で、ニチガスグループの大きな戦術的ツールとなるものと確信しております。

ニチガスではすでにオーストラリアや北米大陸で、最も得意とするエネルギー小売事業に特化をして自由

化市場での挑戦をスタートさせております。北米テキサス州に於いてはスクラッチスタートから約１年半で顧客数６万件にならんとしています。エネルギー自由化の先行したテキサス州に於いて、シェールガス革命で内外の投資資金の流入が続き、工場や企業の進出に伴い経済の活性化や雇用の創出が続いた姿を目の当たりにし、エネルギー事業の社会的使命を再認識することが出来ました。

本株式交換により、ニチガスグループはグループ間の連携をより一層強化し、迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現するとともに、エネルギー業界での存在価値を高め、様々な事業者との連携を深めてグループの更なる企業価値向上を追求して参ります。

なお、本株式交換によって東日本ガス及び新日本ガスは上場廃止となる予定ですが、そのことによって短期的な業績変動に捉われることなく、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除するとともに、上場廃止により削減される上場維持管理コストや人的リソースを、今後の事業展開において効果的に再配分することも可能となります。一方、本株式交換の対価としては、東京証券取引所市場第一部に上場されているニチガスの普通株式が交付されるため、子会社４社の株主の皆様に対しては、十分な流動性の提供が可能になるとともに、本株式交換のシナジーの共有機会を提供することが可能になると考えております。本株式交換の実施後は、ニチガスグループの企業価値向上により、株主の皆様には、従来以上の株主還元を享受いただけるよう努めて参ります。

ニチガス及び子会社４社を中心に形成されるニチガスグループの事業内容は、以下のとおりです。

ニチガスは、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス、北日本ガスの各都市ガス会社を子会社とし、家庭用を中心に関東圏のお客様にＬＰガス及び都市ガスを販売しております。ニチガスグループのお客様数は、ＬＰガスが約６割、都市ガスが約４割で、合計 100 万件を超えております。ニチガスグループは、お客様の安全を第一に、仕入れから供給までを一手に取り扱う「直販方式」に特化したガスの販売を行っており、新物流・業務システムの改革により、お客様への一層のサービス向上に努めております。

東彩ガスは、埼玉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。東彩ガスは、「環境との共生」を企業理念に、エネルギーサービスを通して彩りある豊かな暮らしをサポートしていきたいと考えており、21 世紀の社会を支えるクリーンなエネルギーの主役に位置づけられている天然ガスの普及促進、安定供給に向けて、ネットワークとサービスの拡充に努めております。

東日本ガスは、茨城県及び千葉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。東日本ガスは、地域のお客様に環境に優しく安心安全な天然ガスやＬＰガスを安定的に供給することを通じて、地域社会に貢献しながら新規のお客様獲得を推進し、事業拡大を進めております。

新日本ガスは、埼玉県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。新日本ガスは、環境に優しい天然ガス供給を推し進める一方で、ガス・電力・熱を利用した総合エネルギー分野にも注力し、省エネで環境負荷の低いシステムの提案と普及拡大に取り組んでおり、「地域社会との共存共栄」をスローガンに、安全で迅速な対応はもとより、価値ある製品・情報・サービスを提案し、「お客様に選ばれる企業」を目指しております。

北日本ガスは、栃木県を中心に都市ガスの供給販売を主体としたガス事業を行っております。北日本ガスは、「時代のニーズに応え、お客様に豊かさをプラスする」をモットーに地域エネルギー供給の担い手として、安全に安心してガスをお使いいただけるよう保安の確保と地域に密着したきめ細やかなサービスに努め、地域社会の発展とともに歩んでおります。

２．本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

取締役会決議日	平成 25 年 12 月 20 日（金）
本株式交換契約締結日	平成 25 年 12 月 20 日（金）
株主総会基準日公告日	平成 25 年 12 月 24 日（火）
株主総会基準日	平成 26 年１月８日（水）
株主総会決議日（東彩ガス）	平成 26 年２月 12 日（水）（予定）
株主総会決議日（東日本ガス）	平成 26 年２月 13 日（木）（予定）

株主総会決議日（新日本ガス・北日本ガス）	平成26年２月14日（金）（予定）
整理銘柄指定日（東日本ガス）	平成26年２月14日（金）（予定）
整理銘柄指定日（新日本ガス）	平成26年２月17日（月）（予定）
最終売買日（東日本ガス・新日本ガス）	平成26年３月３日（月）（予定）
上 場 廃 止 日（東日本ガス・新日本ガス）	平成26年３月４日（火）（予定）
本効力発生日	平成26年３月７日（金）（予定）

（注1）ニチガスは、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、いずれも株主総会決議による承認を受けないで、本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、ニチガス及び各子会社４社が協議し合意の上、変更されることがあります。

（２）本株式交換の方式

ニチガスを株式交換完全親会社、子会社４社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、ニチガスについては、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会決議による承認を受けずに、東彩ガスについては平成26年２月12日、東日本ガスについては平成26年２月13日、新日本ガス及び北日本ガスについては平成26年２月14日にそれぞれ開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成26年３月７日を本効力発生日とする予定です。

（３）本株式交換に係る割当ての内容

	ニチガス	東彩ガス	東日本ガス	新日本ガス	北日本ガス
本株式交換に係る割当比率	1	2.80	0.34	0.40	1.86

（注１）株式の割当比率

東彩ガスの普通株式１株に対してニチガスの普通株式2.80株、東日本ガスの普通株式１株に対してニチガスの普通株式0.34株、新日本ガスの普通株式１株に対してニチガスの普通株式0.40株、北日本ガスの普通株式１株に対してニチガスの普通株式1.86株をそれぞれ割当て交付します。但し、ニチガスが保有する子会社４社の株式（東彩ガス 1,387,412 株（平成 25 年９月 30 日時点）、東日本ガス 4,912,140株（平成25年９月30日時点）、新日本ガス3,612,856株（平成25年９月30日時点）、北日本ガス 545,234株（平成25年９月30日時点））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２）本株式交換により交付するニチガスの株数

本株式交換により交付されるニチガスの普通株式の数：4,685,886株（予定）

交付するニチガスの普通株式には、全てニチガスが保有する自己株式（平成 25 年９月 30 日時点 8,969,423株）を充当する予定であり、本株式交換に際して、ニチガスが新たに株式を発行する予定はありません。

また、上記株式数は平成25年９月30日時点における以下の東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス、北日本ガスの株式数に基づいて記載しています。

（ⅰ）東彩ガスの発行済株式数（2,138,211株）、自己株式（152株）、ニチガスが保有する東彩ガス株式数（1,387,412株）

（ⅱ）東日本ガスの発行済株式数（7,586,000株）、自己株式（19,118株）、ニチガスが保有する東日本ガス株式数（4,912,140株）

（ⅲ）新日本ガスの発行済株式数（9,000,000株）、自己株式（1,484,645株）、ニチガスが保有する新日本ガス株式数（3,612,856株）

（ⅳ）北日本ガス発行済株式数（610,000株）、自己株式（０株）、ニチガスが保有する北日本ガス株式数（545,234株）

なお、ニチガスは、本株式交換によりニチガスが子会社４社の発行済株式（ニチガスが保有する子会社４社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における子会社４社の株主（但し、ニチガスを除きます。）に対し、上記表の割当比率に基づいて交付することを予定しております。子会社４社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会決議により、基準時までに保有することとなるそれぞれの自己株式（本株式交換に関して行使される会

社法第 785 条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて子会社４社がそれぞれ取得する株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際にニチガスが交付する上記株式数は修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴いニチガスの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様につきましては、ニチガスの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所において売却することができません。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様がニチガスに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第194条第１項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様がニチガスに対し、所有されている単元未満株式と併せて１単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ニチガスの１株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するニチガス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（注５）本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、ニチガス、東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス又は北日本ガスの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、ニチガス及び東彩ガス、東日本ガス、新日本ガス又は北日本ガスは協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

（４）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式交換完全子会社となる子会社４社は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

３．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（１）算定の基礎

ニチガス及び子会社４社は、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率算定を依頼することとし、ニチガスはＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、東彩ガス及び東日本ガスは東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）を、新日本ガスは株式会社ＡＧＳコンサルティング（以下「ＡＧＳ」といいます。）を、北日本ガスは株式会社中央綜合ビジネスコンサルティング（以下「中央綜合」といいます。）を、株式交換比率算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。ニチガス、東日本ガス及び新日本ガスが選定した各算定機関による算定の要旨につきましては、別紙「算定の基礎」をご参照ください。

（２）算定の経緯

ニチガスは、ＳＭＢＣ日興証券から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、ニチガスにおいてニチガス及び子会社４社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ子会社４社と真摯に個別に交渉・協議を行いました。

他方、東彩ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東彩ガスにおいて東彩ガス及びニチガスの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえニチガスと真摯に交渉・協議を行いました。

東日本ガスは、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、東日本ガスにおいて東日本ガス及びニチガスの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえニチガスと真摯に交渉・協議を行いました。

新日本ガスは、ＡＧＳから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、新日本ガスにおいて新日本ガス及びニチガスの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえニチガスと真摯に交渉・協議を行いました。

北日本ガスは、中央綜合から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、北日本ガスにおいて北日本ガス及びニチガスの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえニチガスと真摯に交渉・協議を行いました。

その結果、ニチガス及び子会社４社は、上記２．（３）記載のそれぞれの株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、それぞれが委託した算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書の株式交換比率算定レンジの範囲内であり、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等からすると妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成 25 年 12 月 20 日に開催されたニチガス及び子会社４社の取締役会にて、本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、本株式交換契約を締結しました。

（３）算定機関との関係

ＳＭＢＣ日興証券、東京共同会計、ＡＧＳ及び中央綜合はいずれも、ニチガス及び子会社４社から独立した算定機関であり、ニチガス及び子会社４社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（４）上場廃止となる見込み及びその代替措置

①　上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、本効力発生日である平成 26 年３月７日をもって、東日本ガス及び新日本ガスはニチガスの完全子会社となります。それに先立ち、東日本ガス及び新日本ガスの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成 26 年３月４日に上場廃止（最終売買日は平成 26 年３月３日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において東日本ガス及び新日本ガスの普通株式を取引することはできません。

②　上場廃止の代替措置

東日本ガス及び新日本ガスの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により東日本ガス及び新日本ガスの株主の皆様（但し、ニチガスを除きます。）に割当てられるニチガスの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、東日本ガスの普通株式を 295 株以上又は新日本ガスの普通株式を 250 株以上保有し、本株式交換によりニチガスの単元株式数である 100 株以上のニチガス株式の割当てを受ける東日本ガス及び新日本ガスの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

本株式交換によりニチガスの単元株式数である 100 株に満たないニチガスの普通株式の割当てを受ける東日本ガス及び新日本ガスの株主の皆様においては、これらの単元未満株式を上記金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記２．（３）「本株式交換に係る割当ての内容」（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い割当てを受けるニチガス株式の数に１株に満たない端数が生じる場合の取扱いの詳細については、上記２．（３）「本株式交換に係る割当ての内容」（注４）「１株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、東日本ガス及び新日本ガスの株主の皆様は、最終売買日である平成 26 年３月３日までは、東京証券取引所において、その所有する東日本ガス及び新日本ガス株式を従来どおり取引することができます。

（５）公正性を担保するための措置

本株式交換においては、ニチガスが、既に東彩ガスの総株主の議決権の 64.89％、東日本ガスの 64.92％、新日本ガスの 51.97％（間接保有分を含みます。）、北日本ガスの 89.51％（間接保有分を含みます。）を

保有していることから、ニチガス及び子会社４社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記３．（１）に記載のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として交渉・協議を行い、上記２．（３）に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、ニチガス及び子会社４社は、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、ニチガスは日比谷パーク法律事務所を、子会社４社は鳥飼総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、日比谷パーク法律事務所及び鳥飼総合法律事務所は、いずれもニチガス及び子会社４社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

（６）利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、ニチガスが、既に東日本ガスの総株主の議決権の 64.92%、新日本ガスの51.97%（間接保有分を含みます。）を保有しており、利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

（ニチガス）

① 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本日開催のニチガスの取締役会では、ニチガスの取締役のうち東日本ガスの取締役を兼任している大槻昌平氏及び向井正弘氏を除くニチガスの全ての取締役の全員一致で、東日本ガスとの本株式交換を承認する旨の決議を行いました。また、ニチガスの取締役のうち新日本ガスの取締役を兼任している中山雄樹氏及び鎌形哲夫氏を除くニチガスの全ての取締役の全員一致で、新日本ガスとの本株式交換を承認する旨の決議を行いました。上記のいずれの取締役会においても、ニチガスの全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、東日本ガスの取締役を兼任している大槻昌平氏及び向井正弘氏は、東日本ガスとの本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、ニチガスの取締役会における東日本ガスとの本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、ニチガスの立場において本株式交換に関する東日本ガスとの協議・交渉に参加しておりません。また、新日本ガスの取締役を兼任している中山雄樹氏及び鎌形哲夫氏は、新日本ガスとの本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、ニチガスの取締役会における新日本ガスとの本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、ニチガスの立場において本株式交換に関する新日本ガスとの協議・交渉に参加しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ニチガスは、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、東日本ガス及び新日本ガスから独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

（東日本ガス）

① 第三者委員会の設置

東日本ガスは、本株式交換の利益相反を回避するために、平成 25 年 11 月８日付で、支配株主であるニチガスと利害関係を有しない独立した外部の有識者である、今村誠氏（三宅坂総合法律事務所　弁護士）、石原幹郎氏（石原幹郎事務所　会計士）及び榎本栄一氏（東日本ガス　社外取締役）、の３名により構成される第三者委員会（以下「東日本ガス第三者委員会」といいます。）を設置し、（１）本株式交換の目的の正当性、（２）本株式交換の手続の適正性、（３）本株式交換比率の妥当性、（４）東

日本ガスの企業価値向上の観点、のそれぞれを踏まえ、本株式交換に係る決定が、東日本ガスの少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

東日本ガス第三者委員会は、平成 25 年 11 月 12 日から平成 25 年 12 月 19 日までに、会合を合計９回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

東日本ガス第三者委員会は、かかる検討にあたり、東日本ガス及びニチガスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、東日本ガスの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、東京共同会計から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けており、東日本ガスの法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本株式交換に係る東日本ガスの取締役会の意思決定方法及び過程に関する説明を受けております。

東日本ガス第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定が、東日本ガスの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を平成 25 年 12 月 19 日付で、東日本ガスの取締役会に対して提出しております。東日本ガス第三者委員会の意見の概要については、下記８．（３）をご参照ください。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本日開催の東日本ガスの取締役会では、東日本ガスの取締役のうちニチガスの取締役を兼任している大槻昌平氏及び向井正弘氏を除く東日本ガスの全ての取締役の全員一致で、本株式交換を承認する旨の決議を行いました。また、上記の取締役会には、東日本ガスの監査役のうちニチガスの社長室長を兼任している清田慎一氏を除く全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、ニチガスの取締役を兼任している大槻昌平氏及び向井正弘氏並びにニチガスの社長室長を兼任している清田慎一氏は、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、東日本ガスの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、東日本ガスの立場において本株式交換に関するニチガスとの協議・交渉に参加しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

東日本ガスは、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、ニチガス及び東日本ガスから独立した法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

（新日本ガス）

① 第三者委員会の設置

新日本ガスは、本株式交換の利益相反を回避するために、平成 25 年 11 月６日付で、支配株主であるニチガスと利害関係を有しない独立した外部の有識者である、竹内朗氏（プロアクト法律事務所　弁護士）、山中大吾氏（株式会社山中五郎商店代表取締役　新日本瓦斯株式会社社外監査役）及び中嶋克久氏（株式会社プルータス・コンサルティング 代表取締役　公認会計士）の３名により構成される第三者委員会（以下「新日本ガス第三者委員会」といいます。）を設置し、（１）本株式交換の目的の正当性、（２）本株式交換の手続の適正性、（３）本株式交換比率の妥当性、（４）新日本ガスの企業価値向上の観点、のそれぞれを踏まえ、本株式交換に係る決定が、新日本ガスの少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

新日本ガス第三者委員会は、平成 25 年 11 月８日から平成 25 年 12 月 18 日までに、会合を合計８回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

新日本ガス第三者委員会は、かかる検討にあたり、新日本ガス及びニチガスから、本株式交換の目

的、本株式交換に至る背景、新日本ガスの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けており、また、ＡＧＳから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けており、新日本ガスの法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本株式交換に係る新日本ガスの取締役会の意思決定方法及び過程に関する説明を受けております。

新日本ガス第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定は、新日本ガスの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を平成 25 年 12 月 19 日付で、新日本ガスの取締役会に対して提出しております。新日本ガス第三者委員会の意見の概要については、下記８．（３）をご参照ください。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本日開催の新日本ガスの取締役会では、新日本ガスの取締役のうちニチガスの取締役を兼任している中山雄樹氏及び鎌形哲夫氏を除く新日本ガスの全ての取締役の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、新日本ガスの監査役のうちニチガスの執行役員を兼任している湯浅良平氏を除く、全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、ニチガスの取締役を兼任している中山雄樹氏及び鎌形哲夫氏並びに執行役員を兼任している湯浅良平氏は、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、新日本ガスの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、新日本ガスの立場において本株式交換に関するニチガスとの協議・交渉に参加しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

新日本ガスは、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、ニチガス及び新日本ガスから独立した法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

４．本株式交換の当事会社の概要（平成 25 年９月 30 日現在）

（株式交換完全親会社）

	ニチガス
（1） 名称	日本瓦斯株式会社
（2） 所在地	東京都中央区八丁堀２丁目 10 番７号
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　和田眞治
（4） 事業内容	ＬＰガス事業、都市ガス事業
（5） 資本金	7,070 百万円
（6） 設立年月日	昭和 30 年７月
（7） 発行済株式数	48,561,525 株
（8） 決算期	３月 31 日
（9） 従業員数（平成 25 年３月 31 日現在）	（連結）1,315 人（単体）685 人
(10) 主要取引先	国内の企業及び一般消費者等
(11) 主要取引銀行	三菱東京ＵＦＪ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	ジェーピーモルガンチェースバンク　380055（常任代理人　株　22.45% 式会社みずほ銀行決済営業部）

	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4.06%
	野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京ＵＦＪ銀行口）	3.42%
	株式会社三井住友銀行	2.99%
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.95%
	日本生命保険相互会社	2.52%
	野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱ＵＦＪ信託銀行口）	2.28%
	株式会社武蔵野銀行	2.03%
	ニチガス協栄会	1.91%
	三井住友ファイナンス＆リース株式会社	1.86%

(13)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	ニチガス（連結）		
	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
連結純資産	34,947	48,565	53,016
連結総資産	111,390	121,987	124,958
１株当たり連結純資産（円）	592.17	753.97	832.11
連結売上高	104,138	110,262	117,070
連結営業利益	6,498	7,506	7,885
連結経常利益	6,091	7,136	8,189
連結当期純利益	2,324	3,121	3,774
１株当たり連結当期純利益（円）	59.01	71.70	78.01
１株当たり配当金（円）	13.00	13.00	13.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(注)　ニチガスは自己株式を平成25年９月30日時点で8,969,423株（発行済株式数に対する18.47%）保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は発行済株式数から自己株式数を除いたうえで算出しております。

(株式交換完全子会社)

	東彩ガス（連結）	東日本ガス（単体）
(1)　名称	東彩ガス株式会社	東日本ガス株式会社
(2)　所在地	埼玉県春日部市大場202番地	千葉県我孫子市下ケ戸608番地-１
(3)　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　川合時雄	代表取締役社長　飯島徹
(4)　事業内容	都市ガス事業、ＬＰガス事業	都市ガス事業、ＬＰガス事業
(5)　資本金	1,250百万円	600百万円
(6)　設立年月日	昭和35年６月	昭和38年４月
(7)　発行済株式数	2,138,211株	7,586,000株
(8)　決算期	３月31日	３月31日
(9)　従業員数（平成25年３月31日現在）	（連結）256人（単体）222人	（単体）105人
(10)　主要取引先	国内の企業及び一般消費者等	国内の企業及び一般消費者等
(11)　主要取引銀行	埼玉りそな銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行 日本政策投資銀行	常陽銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行

(12)	大株主及び持株比率	日本瓦斯株式会社 64.89% 藤村博一 3.67% 井橋吉一 3.19% 藤村定子 1.87% 株式会社イハシ 1.70% 吉野寛治 1.66% 桃木俊郎 1.53% 秋山昇己 1.32% 吉野輝江 1.27% 井橋佳子 1.23%	日本瓦斯株式会社 64.92% 榎本栄一 1.73% 松本清 1.14% 小山匡 0.99% 東日本ガス社員持株会 0.94% 金門環境設備株式会社 0.69% 石橋邦子 0.66% 星野伸之 0.66% 徳永隆文 0.49% 栗田克俊 0.42%
(13)	当事会社間の関係		
	資本関係	ニチガスは、東彩ガスの発行済株式数の 64.89%（1,387,412 株）の株式を保有しております。	ニチガスは、東日本ガスの発行済株式数の 64.92%（4,912,140 株）の株式を保有しております。
	人的関係	ニチガスの取締役１名及び執行役員１名が東彩ガスの取締役を兼務しております。ニチガスの取締役１名及び監査役１名が東彩ガスの監査役を兼務しております。	ニチガスの取締役２名が東日本ガスの取締役を兼務しております。ニチガスの従業員１名が東日本ガスの監査役を兼務しております。
	取引関係	ニチガスは、東彩ガスに対し、ＬＰガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、東彩ガスから都市ガス設備工事を請負っております。	ニチガスは、東日本ガスに対し、ＬＰガス、都市ガス用原料、ガス機器及び住宅機器を販売し、東日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。
	関連当事者への該当状況	東彩ガスは、ニチガスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。	東日本ガスは、ニチガスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	東彩ガス（連結）			東日本ガス（単体）		
	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
純資産	14,280	15,364	16,636	6,359	6,472	6,541
総資産	24,691	25,675	25,834	12,795	12,598	11,822
１株当たり純資産（円）	6,678.83	7,185.76	7,778.26	840.36	855.38	864.46
売上高	21,790	23,336	24,922	9,901	10,812	11,204
営業利益	2,062	1,986	2,181	383	330	179
経常利益	1,989	1,939	2,158	351	301	161
当期純利益	1,257	1,200	1,408	220	167	120
１株当たり当期純利益（円）	588.09	561.66	658.84	29.18	22.19	15.90
１株当たり配当金（円）	70.00	70.00	70.00	7.00	7.00	7.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注１）東彩ガスの大株主及び持株比率は平成 25 年３月 31 日、東日本ガスの大株主及び持株比率は平成 25 年９月 30 日時点の状況を記載しております。

（注２）東彩ガスは自己株式を 152 株（発行済株式数に対する 0.01%）、東日本ガスは自己株式を 19,118 株（発行済株式

数に対する 0.25%）保有しておりますが、それぞれ上記大株主からは除いております。また、持株比率は発行済株式数から自己株式数を除いたうえで算出しております。

		新日本ガス（単体）	北日本ガス（単体）
（1）	名称	新日本瓦斯株式会社	北日本ガス株式会社
（2）	所在地	埼玉県北本市古市場一丁目５番地	栃木県小山市花垣町二丁目 11 番 22 号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　山本勝	代表取締役社長　和田博夫
（4）	事業内容	都市ガス事業、ＬＰガス事業	都市ガス事業、ＬＰガス事業
（5）	資本金	500 百万円	400 百万円
（6）	設立年月日	昭和 41 年６月	昭和 42 年９月
（7）	発行済株式数	9,000,000 株	610,000 株
（8）	決算期	３月 31 日	３月 31 日
（9）	従業員数（平成 25 年３月 31 日現在）	（単体）121 人	（単体）86 人
(10)	主要取引先	国内の企業及び一般消費者等	国内の企業及び一般消費者等
(11)	主要取引銀行	埼玉りそな銀行 武蔵野銀行 日本生命保険	常陽銀行 足利銀行 みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	日本瓦斯株式会社　48.07% 新日本ガス取引先持株会　2.58% 新日本瓦斯従業員持株会　2.46% 日本瓦斯運輸整備株式会社　2.35% 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）　2.33% 山中和子　1.88% 本多美津夫　1.19% 深澤凉子　1.10% 中村昭八　1.08% 愛知時計電機株式会社　1.03%	日本瓦斯株式会社　89.38% 株式会社樫渕与平商店　0.50% その他上位株主８名（個人）　4.17%
(13)	当事会社間の関係		
	資本関係	ニチガスは、新日本ガスの発行済株式数の 51.97%（3,905,656 株、間接保有分を含みます。）の株式を保有しております。	ニチガスは、北日本ガスの発行済株式数の 89.51%（545,984 株、間接保有分を含みます。）の株式を保有しております。
	人的関係	ニチガスの取締役２名が新日本ガスの取締役を兼務しております。ニチガスの執行役員１名が新日本ガスの監査役を兼務しております。	ニチガスの取締役１名が北日本ガスの取締役を兼務しております。ニチガスの取締役１名及び従業員１名が北日本ガスの監査役を兼務しております。
	取引関係	ニチガスは、新日本ガスに対し、ＬＰガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、新日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。	ニチガスは、北日本ガスに対し、ＬＰガス、ガス機器及び住宅機器を販売し、北日本ガスから都市ガス設備工事を請負っております。
	関連当事者への	新日本ガスは、ニチガスの連結子会社	北日本ガスは、ニチガスの連結子会社

	該　当　状　況	であり、関連当事者に該当します。	であり、関連当事者に該当します。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	新日本ガス（単体）			北日本ガス（単体）		
	平成23年３期	平成24年３期	平成25年３期	平成23年３期	平成24年３期	平成25年３期
純資産	6,393	6,619	6,931	1,282	1,412	1,557
総資産	12,419	11,769	12,067	7,518	7,207	7,623
１株当たり純資産（円）	710.65	735.77	770.41	2,102.55	2,315.63	2,553.31
売上高	9,983	10,350	10,691	9,035	9,844	10,430
営業利益	273	482	578	16	326	314
経常利益	264	475	582	△33	269	265
当期純利益	162	275	382	40	158	174
１株当たり当期純利益（円）	18.03	30.66	42.49	66.88	260.37	286.79
１株当たり配当金（円）	5.00	7.00	7.00	50.00	50.00	50.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注１）新日本ガスの大株主及び持株比率は平成 25 年９月 30 日、北日本ガスの大株主及び持株比率は平成 25 年９月 30 日時点の状況を記載しております。

（注２）新日本ガスは自己株式を 1,484,645 株（発行済株式数に対する 16.50%）保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は発行済株式数から自己株式数を除いたうえで算出しております。

５．本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
（１）　名称	日本瓦斯株式会社
（２）　所在地	東京都中央区八丁堀２丁目 10 番７号
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　和田眞治
（４）　事業内容	ＬＰガス事業、都市ガス事業
（５）　資本金	7,070 百万円
（６）　決算期	３月 31 日
（７）　純資産	現時点では確定しておりません。
（８）　総資産	現時点では確定しておりません。

６．会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、ニチガスによる子会社４社の少数株主との取引に該当する見込みであり、この取引に伴いのれんが発生する見込みです。なお、のれんの金額に関しては、現時点では未定です。

７．今後の見通し

本株式交換がニチガスの当期の連結業績へ与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

８．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の妥当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、ニチガスが、既に東日本ガスの総株主の議決権の 64.92%、新日本ガスの 51.97%（間接保有分を含みます。）を保有している支配株主であることから、東日本ガス及び新日本ガスにとって支配株主との取引等に該当します。東日本ガスが平成 25 年６月 27 日に、新日本ガスが平成 25 年７月３日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

東日本ガス及び新日本ガスは、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに下記（2）「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び（3）「当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じることにより、東日本ガス及び新日本ガスとしての独立の立場に基づき、少数株主の利益を害することのないよう、それぞれ平成25 年6月27 日及び平成25年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合した形式で、本株式交換を行うことを決議したものです。

なお、東日本ガスが平成25年6月27日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、東日本ガスと親会社であるニチガス及びグループ各社との取引については、一般取引先と同様に商取引上公正かつ適正な条件で取引する方針である旨を記載しております。また、新日本ガスが平成25年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、新日本ガスと親会社であるニチガス及びグループ各社との取引については、一般取引条件と同様に取引する方針である旨を記載しております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記（1）「支配株主との取引等の妥当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、東日本ガス及び新日本ガスにとって支配株主との取引等に該当することから、東日本ガス及び新日本ガスは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、東日本ガス及び新日本ガスはその取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記3．（5）「公正性を担保するための措置」及び3．（6）「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

東日本ガス及び新日本ガスは、上記3（6）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換が少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを防止するため、それぞれ第三者委員会を設置し、（1）本株式交換の目的の正当性、（2）本株式交換の手続の適正性、（3）本株式交換比率の妥当性、（4）東日本ガス、新日本ガスそれぞれの企業価値向上の観点、のそれぞれを踏まえ、本株式交換に係る東日本ガス及び新日本ガスの決定が、それぞれの少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

その結果、東日本ガス第三者委員会からは、平成25年12月19日付で、本株式交換の目的は正当で東日本ガスの企業価値の向上に資する可能性は十分にあると思料され、その手続に関しても、株主に対して適切な判断の機会を確保したうえで、意思決定過程における恣意性も可能な限り排除されており、かつ、株式交換比率も妥当なものと考えられることから、本株式交換に係る決定が東日本ガスの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書が東日本ガスの取締役会に対して提出されております。

また、新日本ガス第三者委員会からは、平成25年12月19日付で、①本株式交換は、新日本ガスの現状の事業環境及び今後の事業戦略からみても合理性が認められるものであるから本株式交換の目的は正当と認められ、②親会社であり支配株主であるニチガスの影響力を排除して少数株主の利益を守るための方策が講じられているから本株式交換の手続は適正と認められ、③本株式交換の株式交換比率の妥当性も認められ、また、④本株式交換の目的の正当性に照らせば本株式交換により新日本ガスの企業価値の向上が見込まれ、⑤以上の諸点のほか、少数株主はニチガス株式を対価として取得することでニチガスグループに生じる将来のシナジーを享受でき、さらには、少数株主が対価として取得するニチガス株式は東京証券取引所市場第一部上場銘柄であって新日本ガス株式よりも流動性の高い銘柄であり、少数株主が反対しようとする場合であっても公正な価格で投下資本を回収可能な株式買取請求権を行使でき

る法的手続を選択して少数株主の適切な判断の機会を確保していることからすれば、本株式交換に係る決定は、新日本ガスの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書が新日本ガスの取締役会に対して提出されております。

以　上

（参考）

ニチガスの当期連結業績予想（平成 25 年 10 月 31 日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 （平成 26 年３月期）	124,000	9,000	8,800	4,000
前期実績 （平成 25 年３月期）	117,070	7,885	8,189	3,774

東日本ガスの当期業績予想（平成 25 年 10 月 30 日公表分）及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 （平成 26 年３月期）	12,000	310	300	200
前期実績 （平成 25 年３月期）	11,204	179	161	120

新日本ガスの当期業績予想（平成 25 年 10 月 29 日公表分）及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 （平成 26 年３月期）	11,000	585	585	385
前期実績 （平成 25 年３月期）	10,691	578	582	382

別紙「算定の基礎」

（ＳＭＢＣ日興証券）

ＳＭＢＣ日興証券は、ニチガスについては、ニチガスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、３ヶ月間（平成25年９月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東日本ガスについては、東日本ガスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、３ヶ月間（平成25年９月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはＬＰガスのお客様件数の増加に伴うガス販売量の増加およびＬＰガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるためです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

新日本ガスについては、新日本ガスが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成25年12月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成25年11月20日から平成25年12月19日まで）、３ヶ月間（平成25年９月20日から平成25年12月19日まで）、の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはガス料金改定に伴う利益変動を見込んでいるためです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による東日本ガス及び新日本ガスの普通株式１株に対するニチガスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

算定方法	東日本ガス	新日本ガス
市場株価平均法	0.30～0.32	0.36～0.38
ＤＣＦ法	0.24～0.41	0.23～0.41

また、東彩ガス及び北日本ガスについては、東彩ガス及び北日本ガスの株式が非上場であること及びニチガスの連結子会社であることを勘案したうえで、算定基準日を平成25年12月19日現在とする類似上場会社比較法及びＤＣＦ法により評価を行い、各評価結果を総合的に勘案し株式交換比率の算定を行いました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした東彩ガスの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、北日本ガスの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございますが、これはガス料金改定に伴う利益変動を見込んでいるためです。なお、東彩ガス及び北日本ガスの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による東彩ガス及び北日本ガスの普通株式１株に対するニチガスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

算定方法		東彩ガス	北日本ガス
市場株価法（ニチガス）	類似上場会社比較法（東彩ガス及び北日本ガス）	2.68～3.14	0.48～1.01
ＤＣＦ法		2.48～4.27	0.98～2.11

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、ニチガス及び子会社４社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＳＭＢＣ日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、ニチガス及び子会社４社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照したニチガス及び子会社４社の財務見通しについては、ニチガス及び子会社４社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 25 年 12 月 19 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、ＳＭＢＣ日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

ニチガスは、ＳＭＢＣ日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、ＳＭＢＣ日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

（東京共同会計）

東京共同会計は、ニチガス及び東日本ガスについては、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるためＤＣＦ法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

なお、各評価方法による東日本ガスの普通株式１株に対するニチガスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.30～0.32
ＤＣＦ法	0.13～0.39

市場株価平均法においては、ニチガス及び東日本ガスは、算定基準日を平成 25 年 12 月 19 日として、ニチガス及び東日本ガスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間における株価終値単純平均値（ニチガスは、１ヶ月間：1,059 円、３ヶ月間：1,096 円、東日本ガスは、１ヶ月間：336 円、３ヶ月間：331 円）を算定しております。

ＤＣＦ法においては、東京共同会計は、ニチガスについて、ニチガスが作成した平成 26 年３月期から平成 30 年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は 3.19%～5.19%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、東日本ガスについては、東日本ガスが作成した平成 26 年３月期から平成 30 年３月期の財務予

測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は4.76%～6.76%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございますが、これはＬＰガスのお客様件数の増加に伴うガス販売量の増加およびＬＰガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるためです。このため、平成28年３月期の当期利益については、前期比88百万円増の348百万円を見込んでいます。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東京共同会計は、交換比率の算定に際して、ニチガス及び東日本ガスから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、ニチガス及び東日本ガスの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

（ＡＧＳ）

ＡＧＳは、ニチガス及び新日本ガスについては、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、それぞれの将来の事業活動の状況を評価に反映させるためＤＣＦ法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

なお、各評価方法による新日本ガスの普通株式１株に対するニチガスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.34～0.38
ＤＣＦ法	0.30～0.50

市場株価法においては、ＡＧＳは、算定基準日を平成25年12月19日として、ニチガス及び新日本ガスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における株価終値単純平均値（ニチガスは、１ヶ月間：1,059円、３ヶ月間：1,096円、６ヶ月間：1,120円、新日本ガスは、１ヶ月間：402円、３ヶ月間：391円、６ヶ月間：383円）を算定しております。

ＤＣＦ法においては、ＡＧＳは、ニチガスについて、ニチガスが作成した平成26年３月期から平成30年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は3.94%～4.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提として作成しておりません。他方、新日本ガスについて、新日本ガスが作成した平成26年３月期から平成30年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は4.05%～4.95%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０％として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございます。平成27年３月期の当期利益については、ガス料金値下げにより、前期比374百万円減の79百万円、平成28年３月期から平成30年３月期までの当期利益については、新規お客様の増加並びに経費削減により、平成28年３月期は、前期比196百万円増の275百万円、平成29年３月期は、前期比192百万円増の467百万円、平成30年３月期は、前期比173百万円増の640百万円を見込んでいます。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提

として作成しておりません。

ＡＧＳは、交換比率の算定に際して、ニチガス及び新日本ガスから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、ニチガス及び新日本ガスの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。ＡＧＳは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。